
「グリーンシート銘柄に関する規則」等の一部改正について

日証協 平成 20 年 2 月 19 日

本協会では、本年 2 月 19 日の自主規制会議において、「グリーンシート銘柄に関する規則」等を一部改正した。

本協会では、エクイティ市場委員会の下部組織である「取引所上場廃止銘柄等の流通に関する制度整備ワーキング・グループ」において、取引所上場廃止銘柄を保有する投資家に対する換金の際の整備及び上場廃止企業の再生を援助できる仕組みの整備について検討を行い、昨年 11 月に本ワーキング・グループでの検討結果を「上場廃止銘柄の円滑な流通を促進するための制度整備について」として取りまとめたところである。

同報告書では、個人投資家を中心とした換金の際の構築を基本としつつ、再生を目指す上場廃止銘柄の発行会社が活用できる制度の整備等について提言したところであるが、今般、これらを実現するため「グリーンシート銘柄に関する規則」、「グリーンシート銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」及び「店頭有価証券に関する規則」の一部について、改正を行ったものである。

本規則改正は、平成 20 年 3 月 31 日から施行する。

規則改正の趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

「グリーンシート銘柄に関する規則」等の一部改正について

平成 20 年 2 月 19 日
日本証券業協会

・改正の趣旨

本協会では、エクイティ市場委員会の下部組織である「取引所上場廃止銘柄等の流通に関する制度整備ワーキング・グループ」において、取引所上場廃止銘柄を保有する投資家に対する換金の際の整備及び上場廃止企業の再生を援助できる仕組みの整備について検討を行い、昨年 11 月に本ワーキング・グループでの検討結果を「上場廃止銘柄の円滑な流通を促進するための制度整備について」として取りまとめたところである。

同報告書では、個人投資家を中心とした換金の際の構築を基本としつつ、再生を目指す上場廃止銘柄の発行会社が活用できる制度の整備等について提言したところであるが、今般、これらを実現するため「グリーンシート銘柄に関する規則」、「グリーンシート銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」及び「店頭有価証券に関する規則」について、以下のとおり改正を行うこととする。

・改正の骨子

1. 「グリーンシート銘柄に関する規則」及び「グリーンシート銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」の一部改正について

(1) フェニックス銘柄制度の創設

金融商品取引所上場していた当時から保有する者に対し流通の機会を提供する必要があると取扱会員となろうとする会員において判断されたもので、協会員及び金融商品仲介業者が投資勧誘を行うものとして本協会が指定したものを「フェニックス銘柄」とする。これに伴い、現行のグリーンシート銘柄のうち、上場廃止銘柄を対象としたフェニックス区分を廃止することとする。

(第 2 条第 6 号、第 4 条)

フェニックス銘柄制度の創設に伴い、「グリーンシート銘柄に関する規則」及び「グリーンシート銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」の名称を「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」及び「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」へ変更することとする。

現在グリーンシート銘柄の「フェニックス区分」に指定されている銘柄は、上場廃止直後の換金の際の提供という意味ではその目的を達しているため、「フェニックス銘柄制度」では取り扱わないが、引き続き売買の場を提供するためにグリーンシート銘柄の「オーディナリ

ー区分」となることを可能とする。

フェニックス銘柄の指定及び指定取消しの条件、適時開示、投資勧誘、売買及び売買管理に関しては、原則としてグリーンシート銘柄と同様とし、フェニックス銘柄特有の取扱いについては、下記（２）から（４）のとおり、別途規定することとする。（全般）

（２） フェニックス銘柄の指定

フェニックス銘柄として届出を行おうとする店頭取扱有価証券の発行会社については、次に掲げる条件を満たしていなければならない。

- ・ 当該銘柄の発行会社に開示体制の不備及び公益又は投資者保護のため金融商品取引所が上場廃止を適当と認めたことにより上場廃止となった場合において、開示体制の不備等の改善、整備及び解消されていること。（第６条第５項第１号）
- ・ 当該銘柄の発行会社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至ったことにより金融商品取引所により上場廃止された場合において、当該手続き等が完了していること。（第６条第５項第２号）
- ・ 当該銘柄について指定保管振替機関に対する株券等の保管及び振替に関する法律第６条の２に規定する同意のほか、当該指定保管振替機関が定める同意を行っていること又は本協会がフェニックス銘柄として指定するまでの間に当該同意を行う見込みのあること。（第６条第５項第３号）

（株）証券保管振替機構においては、「フェニックス銘柄」について同機構での取扱対象有価証券とすることを予定している。

フェニックス銘柄として届出を行おうとする有価証券が新株予約権付社債券である場合については、当該新株予約権付社債券の発行会社が発行する株券について同時に当該届出を行うか、又は既に株券がフェニックス銘柄として指定されているものでなければならない。（第６条第６項）

取扱会員となろうとする会員は、フェニックス銘柄として投資勧誘を行おうとする場合は、当該銘柄の気配提示を開始する５営業日前までに、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。（第９条）

（３） フェニックス銘柄の投資勧誘

- ・ フェニックス銘柄の売却の投資勧誘については、取扱会員であるか否かを問わず等しく可能とする。この場合、現在のグリーンシート銘柄制度において規定されている確認書の徴求義務は不要とする。（第１９条、第２０条）

（４） フェニックス銘柄の指定の取消し

- ・ フェニックス銘柄について指定保管振替機関が取扱いの廃止を決定した場合又

は決定することが確実となった場合若しくはフェニックス銘柄の発行会社が当該銘柄について保振法第6条の2に規定する同意を撤回した場合、本協会は取扱会員の届出によらずに、当該銘柄のすべての取扱会員としての指定を取消することができる。
(第36条第5項第12号)

(5) その他

- ・ 現行のフェニックス区分に指定されているグリーンシート銘柄については、当該銘柄の取扱会員が改正規定施行の10営業日前までに所定の届出を本協会に対して行った場合には、第12条の規定にかかわらずグリーンシート銘柄のオーディナリー区分に変更することができる。ただし、いずれの会員からも前項の届出が行われなかった場合には、施行日をもって当該銘柄のグリーンシート銘柄の指定を取り消すとともに、フェニックス銘柄としての指定を行わないものとする。

(付則)

- ・ その他所要の整備を図る。

2. 「店頭有価証券に関する規則」の一部改正について

(1) 定義

- ・ フェニックス銘柄制度の創設に伴い、フェニックス銘柄の前提である店頭取扱有価証券の定義に、直前事業年度の財務諸表及び連結財務諸表について総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されている等を新たに追加するほか、「グリーンシート銘柄」とは別に「フェニックス銘柄」の定義を新設することとする。

(第2条第4号、第6号)

(2) フェニックス銘柄の会社内容説明書の要件

- ・ フェニックス銘柄制度の創設に伴いフェニックス銘柄の会社内容説明書の要件を新設することとする。

(第5条第5号)

・ 施行の時期

この改正は、平成20年3月31日から施行する。

以 上

「グリーンシート銘柄に関する規則」の一部改正について

平成 20 年 2 月 19 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<u>グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則</u> (目 的) 第 1 条 この規則は、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 67 条の 18 第 4 号に規定する取扱有価証券に関して規定し、これを「<u>グリーンシート銘柄</u>」及び「<u>フェニックス銘柄</u>」と呼称することとともに、<u>グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄</u>（以下「<u>グリーンシート銘柄等</u>」という。）の店頭取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。 (定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 (現行どおり) 2 3 4 会社内容説明書 店頭取扱有価証券に係るものについては店頭有価証券規則第 5 条の要件を、金商法第 2 条第 1 項第 8 号に規定する優先出資証券及び同項第 11 号に規定する投資証券に係るものについては第 6 条第 4 項の要件を、それぞれ満たした、<u>本条第 7 号</u>に規定する取扱会員及び<u>第 8 号</u>に規定する準取扱会員（以下「取扱会員等」という。）並びに当該取扱会員等が金融商品仲介業務（定款第 3 条第 9 号に規定する金融商品仲介業に係る業務をいう。以下同じ。）の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者が投資勧誘を行う際の説明資料をいう。 5 <u>グリーンシート銘柄</u> 店頭取扱有価証券（<u>店頭有価証券規則第 2 条第 4 号イ又はハに該当する発行会社が発行するものに限る。以下第 6 条第 2 項において同じ。</u>）<u>優先出資証券及び投資証券のうち、取扱会員等並びに当該取扱会員等が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者が投資勧誘を行うものとして本協会が指定したものをいう。</u>	<u>グリーンシート銘柄に関する規則</u> (目 的) 第 1 条 この規則は、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 67 条の 18 第 4 号に規定する取扱有価証券に関して規定し、これを「<u>グリーンシート銘柄</u>」と呼称することとともに、<u>グリーンシート銘柄</u>の店頭取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。 (定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 (省 略) 2 3 4 会社内容説明書 店頭取扱有価証券に係るものについては店頭有価証券規則第 5 条の要件を、金商法第 2 条第 1 項第 8 号に規定する優先出資証券及び同項第 11 号に規定する投資証券に係るものについては第 6 条第 5 項の要件をそれぞれ満たした、<u>本条第 6 号</u>に規定する取扱会員及び<u>第 7 号</u>に規定する準取扱会員（以下「取扱会員等」という。）並びに当該取扱会員等が金融商品仲介業務（定款第 3 条第 9 号に規定する金融商品仲介業に係る業務をいう。以下同じ。）の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者が投資勧誘を行う際の説明資料をいう。 5 <u>グリーンシート銘柄</u> 店頭取扱有価証券、優先出資証券及び投資証券のうち、取扱会員等並びに当該取扱会員等が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者が投資勧誘を行うものとして本協会が指定したものをいう。

新	旧
6 フェニックス銘柄 店頭取扱有価証券（店頭有価証券規則第2条第4号ロ又は二に該当する発行会社が発行するものに限る。）のうち、金融商品取引所に上場していた当時から保有する者に対し流通の機会を提供する必要があると取扱会員となろうとする会員において判断されたものであり、協会員及び金融商品仲介業者が投資勧誘を行うものとして本協会が指定したものをいう。 7 取扱会員 店頭取扱有価証券、優先出資証券又は投資証券（以下「店頭取扱有価証券等」という。）をグリーンシート銘柄等として本協会に届け出、かつ、本協会が当該店頭取扱有価証券等をグリーンシート銘柄等として指定した後において、当該会員が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者とともに当該グリーンシート銘柄等の投資勧誘を行うことができると同時に本協会の規則の定めるところにより義務を負うものとして本協会が指定した会員をいう。 8 準取扱会員 当該会員が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者とともにグリーンシート銘柄等の投資勧誘を行うことができると同時に本協会の規則の定めるところにより義務を負うものとして本協会が指定した会員をいう。 9 指定保管振替機関 株券等の保管及び振替に関する法律（以下「保振法」という。）第2条第2項に規定する保管振替機関であって本協会が別に定める者をいう。 （グリーンシート銘柄の区分） 第4条 グリーンシート銘柄は、当該銘柄及びその発行会社の特徴を勘案の上、取扱会員となろうとする会員の届出に基づき、次の各号のとおり区分することとする。 1 エマージング 取扱会員となろうとする会員において第7条に規定する審査を行った結果、成長性を有する等により適当であると判断された企業が発行する株券等を指定する区分 2 オーディナリー 取扱会員となろうとする会員において第7条に規定する審査を行った結果、適当で	（新設） 6 取扱会員 店頭取扱有価証券、優先出資証券又は投資証券（以下「店頭取扱有価証券等」という。）をグリーンシート銘柄として本協会に届け出、かつ、本協会が当該店頭取扱有価証券等をグリーンシート銘柄として指定した後において、当該会員が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者とともに当該グリーンシート銘柄の投資勧誘を行うことができると同時に本協会の規則の定めるところにより義務を負うものとして本協会が指定した会員をいう。 7 準取扱会員 当該会員が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者とともにグリーンシート銘柄の投資勧誘を行うことができると同時に本協会の規則の定めるところにより義務を負うものとして本協会が指定した会員をいう。 （新設） （グリーンシート銘柄の区分） 第4条 グリーンシート銘柄は、当該銘柄及びその発行会社の特徴を勘案の上、取扱会員となろうとする会員の届出に基づき、次の各号のとおり区分することとする。 1 エマージング 取扱会員となろうとする会員において第7条に規定する審査を行った結果、成長性を有する等により適当であると判断された企業が発行する株券等を指定する銘柄区分 2 オーディナリー 取扱会員となろうとする会員において第7条に規定する審査を行った結果、適当で

新	旧
あると判断された企業が発行する株券等を指定する区分 3 投信・SPC 投資証券及び優先出資証券のうち、取扱会員となろうとする会員において第7条に規定する審査を行った結果、適当であると判断されたものを指定する区分 (削 る) (代表取扱会員) 第5条 一のグリーンシート銘柄等の取扱会員(第9条の届出を行って取扱会員となろうとする会員を含む。)は、その総意によって、取扱会員を代表する会員(以下「代表取扱会員」という。)を定めることができる。 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) (グリーンシート銘柄等の指定条件) 第6条 取扱会員となろうとする会員(取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この項において同じ。)がグリーンシート銘柄等として第9条の届出を行おうとする有価証券は、次に掲げるすべての基準を満たしていなければならない。 1 株主名簿管理人(当該有価証券が投資証券である場合は投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)第166条第2項第8号に規定する投資主名簿等管理人。以下この号及び第36条第5項第8号において同じ。)に事務を委託していること(当該株主名簿管理人から受託する旨の内諾を得ている場合を含む。)) 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) 2 (現行どおり) (削 る)	あると判断された企業が発行する株券等を指定する銘柄区分 3 投信・SPC 投資証券及び優先出資証券のうち、取扱会員となろうとする会員において第7条に規定する審査を行った結果、適当であると判断されたものを指定する銘柄区分 4 フェニックス 金融商品取引所により上場廃止とされた株券等のうち、取扱会員となろうとする会員において流通性を確保する必要があると判断された株券等を指定する銘柄区分 (代表取扱会員) 第5条 一のグリーンシート銘柄の取扱会員(第9条の届出を行って取扱会員となろうとする会員を含む。)は、その総意によって、取扱会員を代表する会員(以下「代表取扱会員」という。)を定めることができる。 2 (省 略) 3 (省 略) (指定条件) 第6条 取扱会員となろうとする会員(取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この項において同じ。)がグリーンシート銘柄として第9条の届出を行おうとする有価証券は、次に掲げるすべての基準を満たしていなければならない。 1 株主名簿管理人(当該有価証券が投資証券である場合は投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)第166条第2項第8号に規定する投資主名簿等管理人。以下この号及び第35条第5項第8号において同じ。)に事務を委託していること(当該株主名簿管理人から受託する旨の内諾を得ている場合を含む。)) 2 (省 略) 3 (省 略) 2 (省 略) 3 フェニックスに区分するグリーンシート銘柄として届出を行おうとする株券等の発行会社については、以下の条件を満たしていなければならない。 1 当該銘柄の発行会社の開示体制の不備及び公益又は投資者保護のため金融商品取引所が上場廃止を適当と認めたこと(以下「開

新	旧
	示体制の不備等」とする。)により上場廃止となった場合において、開示体制の不備等が改善、整備及び解消されていること。 2 当該銘柄の発行会社が法律の規定に基づく会社の破産手続、民事再生手続、会社更生手続又は会社整理を必要とするに至ったことにより金融商品取引所により上場廃止とされた場合において、当該手続き等が完了していること。
3 (現行どおり)	4 (省 略)
4 (現行どおり)	5 (省 略)
5 フェニックス銘柄として第9条の届出を行おうとする店頭取扱有価証券の発行会社については、以下の条件を満たしていなければならない。	(新 設)
1 当該銘柄の発行会社が開示体制の不備及び公益又は投資者保護のため金融商品取引所が上場廃止を適当と認めたこと(以下「開示体制の不備等」とする。)により上場廃止となった場合において、開示体制の不備等が改善、整備及び解消されていること。	
2 当該銘柄の発行会社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至ったことにより金融商品取引所により上場廃止とされた場合において、当該手続き等が完了していること。	
3 フェニックス銘柄として第9条の届出を行おうとする株券等の発行会社については、当該銘柄について指定保管振替機関に対し保振法第6条の2に規定する同意のほか、当該指定保管振替機関が定める同意を行っていること又は本協会がフェニックス銘柄として指定するまでの間に当該同意を行う見込みのあること。	
6 フェニックス銘柄として第9条の届出を行おうとする有価証券が新株予約権付社債券である場合については、当該新株予約権付社債券の発行会社が発行する株券について同時に当該届出を行わなければならない。ただし、既に当該発行会社が発行する株券がフェニックス銘柄として指定されている場合を除く。	
(届出及び指定)	(届出及び指定)
第9条 取扱会員となろうとする会員(取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この条において同じ。)は、店頭取扱有価証券等(既にグリーンシート銘柄等として指定されているものを除く。)	第9条 取扱会員となろうとする会員(取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この条において同じ。)は、店頭取扱有価証券等(既にグリーンシート銘柄として指定されているものを除く。)

新	旧
除く。)の気配を提示し投資勧誘を行おうとする場合は、当該気配の提示を開始する日の 15 営業日前（<u>フェニックス銘柄として投資勧誘を行おうとする場合は 5 営業日前</u>）までに、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。 2 取扱会員となろうとする会員は、前項の届出を行うに際しては、<u>グリーンシート銘柄であるかフェニックス銘柄であるかの別及びグリーンシート銘柄である場合には第 4 条に掲げる区分のうち当該銘柄が該当するものを明示するとともに、気配更新及び売買報告について、日次公表（毎営業日に更新及び報告する）又は週次公表（週 1 回以上更新及び報告する）のいずれとするかを明示しなければならない。</u>なお、エマージングとして区分して届け出る場合は、日次公表として明示しなければならない。 3 （ 現行どおり ） 4 本協会は、前項の規定により提出された書類に不備がなく、取扱会員となろうとする会員により第 7 条第 1 項の審査が行われたことを前項の規定により提出された審査の結果について記した書面により確認し、かつ、第 2 項の規定により明示された<u>グリーンシート銘柄であるかフェニックス銘柄であるかの別及びグリーンシート銘柄の区分が適当であると認めた場合には、あらかじめ公表した上で、当該店頭取扱有価証券等を当該区分に区分するグリーンシート銘柄又はフェニックス銘柄として指定するとともに、当該届出を行った会員を取扱会員（代表取扱会員となる予定の会員が当該届出を行った場合は、当該届出において取扱会員となろうとする会員とされた会員を取扱会員）として指定する。</u> 5 前項の指定は、本協会が、当該<u>グリーンシート銘柄等</u>について、法令及び本協会の規則で定める条件を満たしていることを認定し、当該銘柄の会社内容説明書等が真実かつ正確であり若しくはそのうちに重要な事項の記載が欠けていないことを認定し、第 7 条の審査及び判断が適正なものであることを認定し、又は当該銘柄の価値を保証若しくは承認するものではない。 （新たな取扱会員の届出） 第 10 条 既に<u>グリーンシート銘柄等</u>として指定されている銘柄の新たな取扱会員となろうとする会員は、気配の提示を開始する日の 5	く。)の気配を提示し投資勧誘を行おうとする場合は、当該気配の提示を開始する日の 15 営業日前（<u>フェニックスとして区分する場合は 5 営業日前</u>）までに、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。 2 取扱会員となろうとする会員は、前項の届出を行うに際しては、第 4 条に掲げる区分のうち当該銘柄が該当するものを明示するとともに、気配更新及び売買報告について、日次公表（毎営業日に更新及び報告する）又は週次公表（週 1 回以上更新及び報告する）のいずれとするかを明示しなければならない。なお、エマージングとして区分して届け出る場合は、日次公表として明示しなければならない。 3 （ 省 略 ） 4 本協会は、前項の規定により提出された書類に不備がなく、取扱会員となろうとする会員により第 7 条第 1 項の審査が行われたことを前項の規定により提出された審査の結果について記した書面により確認し、かつ、第 2 項の規定により明示された区分が適当であると認めた場合には、あらかじめ公表した上で、当該店頭取扱有価証券等を当該銘柄区分に区分するグリーンシート銘柄として指定するとともに、当該届出を行った会員を取扱会員（代表取扱会員となる予定の会員が当該届出を行った場合は、当該届出において取扱会員となろうとする会員とされた会員を取扱会員）として指定する。 5 前項の指定は、本協会が、当該<u>グリーンシート銘柄</u>について、法令及び本協会の規則で定める条件を満たしていることを認定し、当該銘柄の会社内容説明書等が真実かつ正確であり若しくはそのうちに重要な事項の記載が欠けていないことを認定し、第 7 条の審査及び判断が適正なものであることを認定し、又は当該銘柄の価値を保証若しくは承認するものではない。 （新たな取扱会員の届出） 第 10 条 既に<u>グリーンシート銘柄</u>として指定されている銘柄の新たな取扱会員となろうとする会員は、気配の提示を開始する日の 5 営

新	旧
営業日前までに、すべての既存の取扱会員との連名をもって、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。ただし、既存の取扱会員が代表取扱会員を定めている場合は、新たな取扱会員となろうとする会員と当該代表取扱会員との連名をもって届出を行うこととする。この場合、当該代表取扱会員はあらかじめ他の既存の取扱会員に対しその旨を通知することとし、これに異議のある既存の取扱会員は届出の時までに当該代表取扱会員と協議することとする。 2 (現行どおり) 3 本協会は、第1項の届出が適当であると認めた場合には、あらかじめ公表した上で、当該届出を行った会員を当該グリーンシート銘柄等の新たな取扱会員として指定する。	業日前までに、すべての既存の取扱会員との連名をもって、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。ただし、既存の取扱会員が代表取扱会員を定めている場合は、新たな取扱会員となろうとする会員と当該代表取扱会員との連名をもって届出を行うこととする。この場合、当該代表取扱会員はあらかじめ他の既存の取扱会員に対しその旨を通知することとし、これに異議のある既存の取扱会員は届出の時までに当該代表取扱会員と協議することとする。 2 (省 略) 3 本協会は、第1項の届出が適当であると認めた場合には、あらかじめ公表した上で、当該届出を行った会員を当該グリーンシート銘柄の新たな取扱会員として指定する。
(準取扱会員) 第 11 条 <u>グリーンシート銘柄等の準取扱会員</u>となろうとする会員は、気配の提示を開始する日の5営業日前までに、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。 2 (現行どおり) 3 本協会は、第1項の届出が適当であると認めた場合には、あらかじめ公表した上で、当該届出を行った会員を当該グリーンシート銘柄等の準取扱会員として指定する。	(準取扱会員) 第 11 条 <u>グリーンシート銘柄の準取扱会員</u>となろうとする会員は、気配の提示を開始する日の5営業日前までに、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。 2 (省 略) 3 本協会は、第1項の届出が適当であると認めた場合には、あらかじめ公表した上で、当該届出を行った会員を当該グリーンシート銘柄の準取扱会員として指定する。
(グリーンシート銘柄の区分の変更) 第 12 条 取扱会員は、グリーンシート銘柄の区分を変更しようとする場合は、当該変更を希望する日の10営業日前(エマージングに変更しようとする場合は、15営業日前)までに、すべての取扱会員の連名をもって、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。ただし、取扱会員が代表取扱会員を定めている場合は、それぞれの取扱会員に代わって当該代表取扱会員が届出を行うこととする。この場合、当該代表取扱会員はあらかじめ他の取扱会員に対しその旨を通知することとし、これに異議のある取扱会員は届出の時までに当該代表取扱会員と協議することとする。 2 第5条から第9条まで(第6条第3項及び第4項並びに第9条第1項を除く。)の規定は、前項の場合について準用する。 3 エマージングから他の区分に変更したグリーンシート銘柄については、本協会が当該変更後の区分で指定した日から1年を経過する	(銘柄区分の変更) 第 12 条 取扱会員は、グリーンシート銘柄の銘柄区分を変更しようとする場合は、当該変更を希望する日の10営業日前(エマージングに変更しようとする場合は、15営業日前)までに、すべての取扱会員の連名をもって、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。ただし、取扱会員が代表取扱会員を定めている場合は、それぞれの取扱会員に代わって当該代表取扱会員が届出を行うこととする。この場合、当該代表取扱会員はあらかじめ他の取扱会員に対しその旨を通知することとし、これに異議のある取扱会員は届出の時までに当該代表取扱会員と協議することとする。 2 第5条から第9条まで(第6条第4項及び第5項並びに第9条第1項を除く。)の規定は、前項の場合について準用する。 3 エマージングから他の銘柄区分に変更したグリーンシート銘柄については、本協会が当該変更後の区分で指定した日から1年を経過

新	旧
日までは、エマージングに変更することができない。	する日までは、エマージングに変更することができない。
(エマージング区分についての確認)	(エマージング区分についての確認)
第 13 条 エマージングとして区分したグリーンシート銘柄の取扱会員（取扱会員が代表取扱会員を定めた場合は、当該代表取扱会員。以下この条において同じ。）は、当該銘柄をエマージングとして区分して指定又は区分変更した日を含む事業年度の次の事業年度の末日から<u>3 か月</u>を経過する日までの間に、別表に定める基準により判定した結果を、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。	第 13 条 エマージングとして区分したグリーンシート銘柄の取扱会員（取扱会員が代表取扱会員を定めた場合は、当該代表取扱会員。以下この条において同じ。）は、当該銘柄をエマージングとして区分して指定又は区分変更した日を含む事業年度の次の事業年度の末日から<u>3 ヶ月</u>を経過する日までの間に、別表に定める基準により判定した結果を、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。
2 (現行どおり)	2 (省 略)
3 第 1 項の判定の結果、別表に定める基準を満たした銘柄の取扱会員は、第 1 項で判定した事業年度の後 2 事業年度が経過するごとに、その直前事業年度の売上高、営業利益又は経常利益のいずれかにおいて、直前々事業年度比で増加していること（以下「売上高等の増加状況」という。）について確認するとともに、当該銘柄の事業の成長性の有無について審査（以下「審査等」という。）を行い、当該審査等を行う対象の事業年度の末日から<u>3 か月</u>を経過する日までの間に、その結果を、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。ただし、当該審査等にあたり、グリーンシート銘柄の発行会社が決算期を変更した場合の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。	3 第 1 項の判定の結果、別表に定める基準を満たした銘柄の取扱会員は、第 1 項で判定した事業年度の後 2 事業年度が経過するごとに、その直前事業年度の売上高、営業利益又は経常利益のいずれかにおいて、直前々事業年度比で増加していること（以下「売上高等の増加状況」という。）について確認するとともに、当該銘柄の事業の成長性の有無について審査（以下「審査等」という。）を行い、当該審査等を行う対象の事業年度の末日から<u>3 ヶ月</u>を経過する日までの間に、その結果を、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。 ただし、当該審査等にあたり、グリーンシート銘柄の発行会社が決算期を変更した場合の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。
1 (現行どおり)	1 (省 略)
2 (現行どおり)	2 (省 略)
4 (現行どおり)	4 (省 略)
5 (現行どおり)	5 (省 略)
6 第 5 条から第 9 条まで（第 6 条第 3 項及び第 4 項並びに第 9 条第 1 項を除く。）及び前条第 3 項の規定は、第 2 項、第 4 項及び前項の場合について準用する。	6 第 5 条から第 9 条まで（第 6 条第 4 項及び第 5 項並びに第 9 条第 1 項を除く。）及び前条第 3 項の規定は、第 2 項、第 4 項及び前項の場合について準用する。
7 (現行どおり)	7 (省 略)
(発行会社に対する会社情報の開示の指導)	(発行会社に対する会社情報の開示の指導)
第 14 条 <u>グリーンシート銘柄等</u>の取扱会員は、当該銘柄の発行会社に対し、会社内容説明書等の作成及びこの章に定める報告について、責任を持って指導しなければならない。なお、取扱会員が代表取扱会員を定めている場合は当該代表取扱会員が指導を行い、当該指導に対してすべての取扱会員が連帯して責	第 14 条 <u>グリーンシート銘柄</u>の取扱会員は、当該銘柄の発行会社に対し、会社内容説明書等の作成及びこの章に定める報告について、責任を持って指導しなければならない。なお、取扱会員が代表取扱会員を定めている場合は当該代表取扱会員が指導を行い、当該指導に対してすべての取扱会員が連帯して責任を負

新	旧
任を負わなければならない。 （会社内容説明書等の提出及び縦覧） 第 15 条 <u>グリーンシート銘柄等の取扱会員</u>（取扱会員が代表取扱会員を定めた場合は、当該代表取扱会員。以下第 2 項及び第 3 項において同じ。）は、<u>グリーンシート銘柄等の発行会社が決算期毎に作成する会社内容説明書又は有価証券報告書を、当該決算期終了後 3 か月以内に本協会に提出しなければならない。</u> 2 <u>グリーンシート銘柄等の取扱会員は、グリーンシート銘柄等の発行会社が金商法第 24 条の 5 第 1 項の規定に基づき半期報告書を提出した場合は、当該半期報告書の写しを、同項に規定する期間内に、本協会に提出しなければならない。</u> 3 <u>グリーンシート銘柄等の取扱会員は、グリーンシート銘柄等の発行会社が金商法第 24 条の 5 第 4 項の規定に基づき臨時報告書を提出した場合は、当該臨時報告書の写しを、遅滞なく、本協会に提出しなければならない。</u> 4 <u>取扱会員等は、直近の会社内容説明書等をグリーンシート銘柄等の投資勧誘を行う取扱部店（当該会員が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者の部店を含む。以下「取扱部店」という。）に備え置き、顧客の縦覧に供しなければならない。</u> 5 （ 現行どおり ） （会社情報の本協会への報告） 第 16 条 <u>グリーンシート銘柄等の取扱会員</u>（取扱会員が代表取扱会員を定めた場合は、当該代表取扱会員。以下この項及び第 3 項から第 5 項までにおいて同じ。）は、<u>当該グリーンシート銘柄等の発行会社が「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」（以下「会社情報等報告細則」という。）に定める事象に該当する場合には、遅滞なく、本協会に報告しなければならない。なお、当該報告を当該発行会社が当該取扱会員に代わって行うことを妨げない。</u> 2 （ 現行どおり ） 3 <u>前項の場合において、グリーンシート銘柄等の取扱会員又は発行会社は、当該報告に係る資料を T D n e t により本協会に送信するものとする。</u> 4 <u>前項の規定にかかわらず、グリーンシート</u>	わなければならない。 （会社内容説明書等の提出及び縦覧） 第 15 条 <u>グリーンシート銘柄の取扱会員</u>（取扱会員が代表取扱会員を定めた場合は、当該代表取扱会員。以下第 2 項及び第 3 項において同じ。）は、<u>グリーンシート銘柄の発行会社が決算期毎に作成する会社内容説明書又は有価証券報告書を、当該決算期終了後 3 ヶ月以内に本協会に提出しなければならない。</u> 2 <u>グリーンシート銘柄の取扱会員は、グリーンシート銘柄の発行会社が金商法第 24 条の 5 第 1 項の規定に基づき半期報告書を提出した場合は、当該半期報告書の写しを、同項に規定する期間内に、本協会に提出しなければならない。</u> 3 <u>グリーンシート銘柄の取扱会員は、グリーンシート銘柄の発行会社が金商法第 24 条の 5 第 4 項の規定に基づき臨時報告書を提出した場合は、当該臨時報告書の写しを、遅滞なく、本協会に提出しなければならない。</u> 4 <u>取扱会員等は、直近の会社内容説明書等をグリーンシート銘柄の投資勧誘を行う取扱部店（当該会員が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者の部店を含む。以下「取扱部店」という。）に備え置き、顧客の縦覧に供しなければならない。</u> 5 （ 省 略 ） （会社情報の本協会への報告） 第 16 条 <u>グリーンシート銘柄の取扱会員</u>（取扱会員が代表取扱会員を定めた場合は、当該代表取扱会員。以下この項及び第 3 項から第 5 項までにおいて同じ。）は、<u>当該グリーンシート銘柄の発行会社が「グリーンシート銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」（以下「会社情報等報告細則」という。）に定める事象に該当する場合には、遅滞なく、本協会に報告しなければならない。なお、当該報告を当該発行会社が当該取扱会員に代わって行うことを妨げない。</u> 2 （ 省 略 ） 3 <u>前項の場合において、グリーンシート銘柄の取扱会員又は発行会社は、当該報告に係る資料を T D n e t により本協会に送信するものとする。</u> 4 <u>前項の規定にかかわらず、グリーンシート</u>

新	旧
銘柄等の取扱会員又は発行会社は、本協会所定の「会社情報の公開に関する通知書」及び当該報告に係る資料（以下「公開通知書等」という。）の本協会への提出をもって同項に規定するT D n e tによる報告資料の送信に代えることができる。この場合において、当該グリーンシート銘柄の発行会社が国内の金融商品取引所（T D n e tが設置されている金融商品取引所に限る。以下この条において同じ。）に上場されている有価証券の発行者であるときは、本協会が適当と認める書類を当該金融商品取引所に提出するとともに、その写しを本協会に提出したときは、本協会に対して公開通知書等の提出が行われたものとみなす。	銘柄の取扱会員又は発行会社は、本協会所定の「会社情報の公開に関する通知書」及び当該報告に係る資料（以下「公開通知書等」という。）の本協会への提出をもって同項に規定するT D n e tによる報告資料の送信に代えることができる。この場合において、当該グリーンシート銘柄の発行会社が国内の金融商品取引所（T D n e tが設置されている金融商品取引所に限る。以下この条において同じ。）に上場されている有価証券の発行者であるときは、本協会が適当と認める書類を当該金融商品取引所に提出するとともに、その写しを本協会に提出したときは、本協会に対して公開通知書等の提出が行われたものとみなす。
5 <u>グリーンシート銘柄等の取扱会員又は発行会社は、本協会が適当と認める場合には、公開通知書等のファクシミリによる送信をもって前項前段の規定による公開通知書等の提出に代えることができる。</u>	5 <u>グリーンシート銘柄の取扱会員又は発行会社は、本協会が適当と認める場合には、公開通知書等のファクシミリによる送信をもって前項前段の規定による公開通知書等の提出に代えることができる。</u>
6 （ 現行どおり ）	6 （ 省 略 ）
7 <u>グリーンシート銘柄等の取扱会員等は、第1項の報告の内容のうち会社情報等報告細則に定めるものを、その報告のあった日から取扱部店に備え置き、顧客の縦覧に供しなければならない。</u>	7 <u>グリーンシート銘柄の取扱会員等は、第1項の報告の内容のうち会社情報等報告細則に定めるものを、その報告のあった日から取扱部店に備え置き、顧客の縦覧に供しなければならない。</u>
8 （ 現行どおり ）	8 （ 省 略 ）
（本協会による照会等及びこれに対する対応）	（本協会による照会等及びこれに対する対応）
第 17 条 本協会は、<u>グリーンシート銘柄等の発行会社の会社情報</u>に関して必要があると認める場合は、当該銘柄の取扱会員に対し、照会、事情聴取又は資料の徴求（以下この条及び第 32 条において「照会等」という。）を行うことができる。	第 17 条 本協会は、<u>グリーンシート銘柄の発行会社の会社情報</u>に関して必要があると認める場合は、当該銘柄の取扱会員に対し、照会、事情聴取又は資料の徴求（以下この条及び第 32 条において「照会等」という。）を行うことができる。
2 <u>取扱会員は、前項の規定に基づきグリーンシート銘柄等の発行会社の会社情報に関し本協会が照会等を行った場合には、直ちに当該照会等の事項について正確に報告しなければならない。</u>	2 <u>取扱会員は、前項の規定に基づきグリーンシート銘柄の発行会社の会社情報に関し本協会が照会等を行った場合には、直ちに当該照会等の事項について正確に報告しなければならない。</u>
3 （ 現行どおり ）	3 （ 省 略 ）
4 （ 現行どおり ）	4 （ 省 略 ）
（取引についての顧客への説明）	（取引についての顧客への説明）
第 19 条 協会員は、<u>グリーンシート銘柄等の取引を行う顧客（特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第</u>	第 19 条 協会員は、<u>グリーンシート銘柄の取引を行う顧客（特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4</u>

新	旧
4 項(同法第 34 条の 4 第 4 項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)を除く。以下この条及び第 22 条において同じ。)に対し、金商法第 37 条の 3 第 1 項各号に掲げる事項に併せてグリーンシート銘柄等の性格、取引の仕組み、当該協会員における<u>グリーンシート銘柄等の取引方法、グリーンシート銘柄等に関する情報の周知方法、グリーンシート銘柄等への投資に当たってのリスク等</u>について記載した契約締結前交付書面(同項に規定する書面をいう。)を同条に定めるところにより交付し、これらについて十分に説明しなければならない。 2 協会員は、<u>グリーンシート銘柄等の取引を初めて行う顧客(フェニックス銘柄の売却を行う顧客を除く。)</u>から、当該顧客の判断と責任において<u>グリーンシート銘柄等の取引を行う旨の確認を得るため、所定の様式のグリーンシート銘柄等の取引に関する確認書を徴求</u>しなければならない。 (投資勧誘) 第 20 条 <u>取扱会員等以外の協会員は、顧客の計算によるフェニックス銘柄の売付けに係るものを除き、グリーンシート銘柄等の投資勧誘を行ってはならない。</u> 2 <u>協会員は、グリーンシート銘柄等の投資勧誘(次条の規定による場合を除く。)</u>を行うに際しては、顧客(適格機関投資家を除く。)に対し、直近の会社内容説明書等及び当該直近の会社内容説明書等(臨時報告書を除く。)の記載日以降に前章の規定により報告した内容(当該直近の会社内容説明書等に記載されているものは除く。)を記した書面を用いて、当該銘柄及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。 3 <u>協会員は、グリーンシート銘柄等の投資勧誘を行うに当たって顧客から取引価格の算定方法等について説明を求められた場合には、第 35 条の規定に基づき公表されるグリーンシート銘柄等の気配や売買価格などを用いるなどして説明しなければならない。</u> (募集等の取扱い等を行う場合の投資勧誘) 第 21 条 取扱会員等及び当該取扱会員等が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員は、金商法第13条及び第15条第 2 項の規定により目	項(同法第 34 条の 4 第 4 項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)を除く。以下この条及び第 22 条において同じ。)に対し、金商法第 37 条の 3 第 1 項各号に掲げる事項に併せてグリーンシート銘柄の性格、取引の仕組み、当該協会員における<u>グリーンシート銘柄の取引方法、グリーンシート銘柄に関する情報の周知方法、グリーンシート銘柄への投資に当たってのリスク等</u>について記載した契約締結前交付書面(同項に規定する書面をいう。)を同条に定めるところにより交付し、これらについて十分に説明しなければならない。 2 協会員は、<u>グリーンシート銘柄の取引を初めて行う顧客から、当該顧客の判断と責任においてグリーンシート銘柄の取引を行う旨の確認を得るため、所定の様式のグリーンシート銘柄の取引に関する確認書を徴求</u>しなければならない。 (投資勧誘) 第 20 条 (新 設) <u>取扱会員等及び当該取扱会員等が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員は、グリーンシート銘柄の投資勧誘(次条の規定による場合を除く。)</u>を行うに際しては、顧客(適格機関投資家を除く。)に対し、直近の会社内容説明書等及び当該直近の会社内容説明書等(臨時報告書を除く。)の記載日以降に前章の規定により報告した内容(当該直近の会社内容説明書等に記載されているものは除く。)を記した書面を用いて、当該銘柄及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。 (新 設) (募集等の取扱い等を行う場合の投資勧誘) 第 21 条 取扱会員等及び当該取扱会員等が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員は、金商法第13条及び第15条第 2 項の規定により目

新	旧
論見書の作成及び交付をしなければならない <u>グリーンシート銘柄等の募集若しくは売出し</u> の取扱い又は売出しを行うに際しては、顧客 に対し、法令の定めに従って当該目論見書を 交付した上で、当該銘柄及びその発行会社の 内容を十分説明しなければならない。 2 取扱会員等及び当該取扱会員等が金融商品 仲介業務の委託を行う特別会員は、金商法第 13 条及び第 15 条第 2 項の規定による目論見 書の作成及び交付を要しない<u>グリーンシート 銘柄等の募集、売出し</u>（売出しに相当するもの を含む。以下この項において同じ。）又は私募 （以下「募集等」という。）の取扱い又は売出 し（以下「募集等の取扱い等」という。）を行 うに際しては、顧客に対し、有価証券報告書 又は第 2 条第 4 号に規定する記載内容に加え 、当該募集等を行う当該グリーンシート銘柄 等の証券情報を企業内容等の開示に関する 内閣府令又は特定有価証券の内容等の開示に 関する内閣府令に定める有価証券届出書の 「証券情報」の記載事項に準拠して追記した 会社内容説明書（前章の報告の内容を記した 書面がある場合は、当該書面を含む。以下こ の項において同じ。）を用いて、当該銘柄及び その発行会社の内容を十分説明しなければならない。 ただし、適格機関投資家に対する投資勧誘 においては、この限りでない。	論見書の作成及び交付をしなければならない <u>グリーンシート銘柄の募集若しくは売出し</u> の取扱い又は売出しを行うに際しては、顧客に 対し、法令の定めに従って当該目論見書を交 付した上で、当該銘柄及びその発行会社の内 容を十分説明しなければならない。 2 取扱会員等及び当該取扱会員等が金融商品 仲介業務の委託を行う特別会員は、金商法第 13 条及び第 15 条第 2 項の規定による目論見 書の作成及び交付を要しない<u>グリーンシート 銘柄</u>の募集、売出し（売出しに相当するもの を含む。以下この項において同じ。）又は私募 （以下「募集等」という。）の取扱い又は売出 し（以下「募集等の取扱い等」という。）を行 うに際しては、顧客に対し、有価証券報告書 又は第 2 条第 4 号に規定する記載内容に加え 、当該募集等を行う当該グリーンシート銘柄 の証券情報を企業内容等の開示に関する内 閣府令又は特定有価証券の内容等の開示に関 する内閣府令に定める有価証券届出書の「証 券情報」の記載事項に準拠して追記した会社 内容説明書（前章の報告の内容を記した書面 がある場合は、当該書面を含む。以下この項 において同じ。）を用いて、当該銘柄及びその 発行会社の内容を十分説明しなければならない。 ただし、適格機関投資家に対する投資勧誘 においては、この限りでない。
（<u>グリーンシート銘柄等であること等の明示</u>） 第 22 条 協会員は、顧客からグリーンシート 銘柄等の取引の注文を受ける際は、その都度、 当該有価証券がグリーンシート銘柄又はフェ ニックス銘柄であること及びグリーンシート 銘柄である場合には当該グリーンシート銘柄 の区分を明示しなければならない。	（<u>グリーンシート銘柄であること等の明示</u>） 第 22 条 取扱会員等及び当該取扱会員等が金 融商品仲介業務の委託を行う特別会員は、顧 客からグリーンシート銘柄の取引の注文を受 ける際は、その都度、当該有価証券がグリー ンシート銘柄であること及び当該グリーンシ ート銘柄の銘柄区分を明示しなければならない。
（顧客からの確認事項等） 第 23 条 会員は、顧客からグリーンシート銘 柄等の注文を受ける場合には、あらかじめ次 の各号に掲げる事項を当該顧客に確認しな ければならない。 1 、（ 現行どおり ） 4 2 会員は、顧客からグリーンシート銘柄等の 注文を受ける場合には、その都度、次に掲 げる事項について指示を受けなければならない。 い。	（顧客からの確認事項等） 第 23 条 会員は、顧客からグリーンシート銘 柄の注文を受ける場合には、あらかじめ次の 各号に掲げる事項を当該顧客に確認しな ければならない。 1 、（ 省 略 ） 4 2 会員は、顧客からグリーンシート銘柄の注 文を受ける場合には、その都度、次に掲 げる事項について指示を受けなければならない。

新	旧
1 、 7 (現行どおり)	1 、 7 (省 略)
(売買及び受渡し)	(売買及び受渡し)
第 24 条 グリーンシート銘柄等の店頭取引は、委託の媒介、取次ぎ若しくは代理又は仕切りの形式により、会員間又は会員と顧客との間の相対売買により行わなければならない。	第 24 条 グリーンシート銘柄の店頭取引は、委託の媒介、取次ぎ若しくは代理又は仕切りの形式により、会員間又は会員と顧客との間の相対売買により行わなければならない。
2 グリーンシート銘柄等の店頭取引（委託の媒介を除く。以下この条において同じ。）の受渡しは、個別受渡しとし、売買約定日から起算して4日目（休業日を除いて日数計算を行うものとする。以下この条における日数計算について同じ。）の日に行わなければならない。ただし、売方会員が買方会員の承認を受けたものについては、売買約定の日から起算して4日目の日前に、又は7日目の日までに、その受渡しを行うことができる。	2 グリーンシート銘柄の店頭取引（委託の媒介を除く。以下この条において同じ。）の受渡しは、個別受渡しとし、売買約定日から起算して4日目（休業日を除いて日数計算を行うものとする。以下この条における日数計算について同じ。）の日に行わなければならない。ただし、売方会員が買方会員の承認を受けたものについては、売買約定の日から起算して4日目の日前に、又は7日目の日までに、その受渡しを行うことができる。
3 グリーンシート銘柄等の店頭取引の受渡しは、当該店頭取引に係る株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券をもって行わなければならない。	3 グリーンシート銘柄の店頭取引の受渡しは、当該店頭取引に係る株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券をもって行わなければならない。
4 前項の規定にかかわらず、受渡物件の授受は、 <u>保振法第6条の2に規定する株券等を発行した者の同意を得て、指定保管振替機関</u> が取り扱う株券（以下この条において「 <u>指定保管振替機関取扱株券</u> 」という。）及び転換社債型新株予約権付社債券（新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下この条において「 <u>指定保管振替機関取扱転換社債型新株予約権付社債券</u> 」という。）にあっては、 <u>指定保管振替機関</u> の参加者口座における口座振替により、それ以外の有価証券にあっては、本協会が認める決済会社の参加者口座における口座振替により行うことができる。	4 前項の規定にかかわらず、受渡物件の授受は、 <u>株券等の保管及び振替に関する法律（以下この条において「保振法」という。）第6条の2に規定する株券等を発行した者の同意を得て、保管振替機関</u> が取り扱う株券（以下この条において「 <u>機構取扱株券</u> 」という。）及び転換社債型新株予約権付社債券（新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下この条において「 <u>機構取扱転換社債型新株予約権付社債券</u> 」という。）にあっては、 <u>株式会社証券保管振替機構（以下この条において「機構」という。）</u> の参加者口座における口座振替により、それ以外の有価証券にあっては、本協会が認める決済会社の参加者口座における口座振替により行うことができる。
5 <u>指定保管振替機関</u> が保振法に基づく実質株主の通知を行うため本協会が必要と認める日に行う当該株券の店頭取引は、当該発行会社の各事業年度の開始の日から6か月を経過した日の3日前の日から行うものとする。	5 <u>機構</u> が保振法に基づく実質株主の通知を行うため本協会が必要と認める日に行う当該株券の店頭取引は、当該発行会社の各事業年度の開始の日から6か月を経過した日の3日前の日から行うものとする。
6 (現行どおり)	6 (省 略)
7 <u>指定保管振替機関取扱転換社債型新株予約権付社債券</u> について、当該 <u>指定保管振替機関</u>	7 <u>機構取扱転換社債型新株予約権付社債券</u> について、当該 <u>機構取扱転換社債型新株予約権</u>

新	旧
取扱転換社債型新株予約権付社債券の利払期日（利払期日が銀行休業日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。）の4日前の日の店頭取引の受渡しは、第2項の規定にかかわらず、売買約定日から起算して5日目の日に行わなければならない。	付社債券の利払期日（利払期日が銀行休業日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。）の4日前の日の店頭取引の受渡しは、第2項の規定にかかわらず、売買約定日から起算して5日目の日に行わなければならない。
8 （ 現行どおり ）	8 （ 省 略 ）
10	10
（自己売買） 第25条 会員は、<u>グリーンシート銘柄等</u>について自己の計算による売買（以下「自己売買」という。）を行う場合においては、公正な価格形成及び経営の健全性を損なうことのないよう留意するものとする。	（自己売買） 第25条 会員は、<u>グリーンシート銘柄</u>について自己の計算による売買（以下「自己売買」という。）を行う場合においては、公正な価格形成及び経営の健全性を損なうことのないよう留意するものとする。
（過当の取引） 第28条 会員は、<u>グリーンシート銘柄等</u>については、自己又は関係会社等の計算において、自己の資力又は当該<u>グリーンシート銘柄等</u>の取引状況に比し、過当とみられる店頭取引を行ってはならない。	（過当の取引） 第28条 会員は、<u>グリーンシート銘柄</u>については、自己又は関係会社等の計算において、自己の資力又は当該<u>グリーンシート銘柄</u>の取引状況に比し、過当とみられる店頭取引を行ってはならない。
（買あおり又は売崩し） 第29条 会員は、<u>グリーンシート銘柄等</u>について他人に誤解を生じさせ、人為的に活況を偽装し又は相場に不当な影響を与え若しくは実勢を反映しない作為的相場を形成する等の目的をもって、順次に気配若しくは売買価格を高くして買付けを行い又は順次に気配若しくは売買価格を低くして売付けを行う等の行為を行ってはならない。	（買あおり又は売崩し） 第29条 会員は、<u>グリーンシート銘柄</u>について他人に誤解を生じさせ、人為的に活況を偽装し又は相場に不当な影響を与え若しくは実勢を反映しない作為的相場を形成する等の目的をもって、順次に気配若しくは売買価格を高くして買付けを行い又は順次に気配若しくは売買価格を低くして売付けを行う等の行為を行ってはならない。
（成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止）	（成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止）
第30条 協会員は、<u>グリーンシート銘柄等</u>については成行注文を受けてはならない。 2 協会員は、<u>グリーンシート銘柄等</u>については信用取引（協会員が信用の供与を受けて行う売買を含む。）を行ってはならない。 3 （ 現行どおり ）	第30条 協会員は、<u>グリーンシート銘柄</u>については成行注文を受けてはならない。 2 協会員は、<u>グリーンシート銘柄</u>については信用取引（協会員が信用の供与を受けて行う売買を含む。）を行ってはならない。 3 （ 省 略 ）
（取引時間帯） 第31条 会員が<u>グリーンシート銘柄等</u>の店頭取引を行うことができる時間は、午前9時00分から午後3時00分まで（休業日を除く。）とする。ただし、半休日においては、午前9	（取引時間帯） 第31条 会員が<u>グリーンシート銘柄</u>の店頭取引を行うことができる時間は、午前9時00分から午後3時00分まで（休業日を除く。）とする。ただし、半休日においては、午前9

新	旧
時 00 分から午前 11 時 00 分までとする。	時 00 分から午前 11 時 00 分までとする。
（不正取引行為の禁止等）	（不正取引行為の禁止等）
第 32 条 取扱会員等及び当該取扱会員等が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員は、<u>グリーンシート銘柄等の店頭取引を行うに当たっては、当該店頭取引が金商法その他関係法令及びこの規則の規定に反しないものであることを確認しなければならない。</u>	第 32 条 取扱会員等及び当該取扱会員等が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員は、<u>グリーンシート銘柄の店頭取引を行うにあたっては、当該店頭取引が金商法その他関係法令及びこの規則の規定に反しないものであることを確認しなければならない。</u>
2 (現行どおり)	2 (省 略)
（売買審査）	（売買審査）
第 33 条 本協会は、次の各号に定める<u>グリーンシート銘柄等の売買</u>について審査を行うものとする。	第 33 条 本協会は、次の各号に定める<u>グリーンシート銘柄の売買</u>について審査を行うものとする。
1 (現行どおり)	1 (省 略)
2 <u>グリーンシート銘柄等の発行者に係る金商法第 166 条第 1 項に規定する業務等に関する重要事実及びグリーンシート銘柄に係る金商法第 167 条第 3 項に規定する公開買付け等事実(以下「重要事実等」という。)</u>が公表された銘柄の売買等	2 <u>グリーンシート銘柄の発行者に係る金商法第 166 条第 1 項に規定する業務等に関する重要事実及びグリーンシート銘柄に係る金商法第 167 条第 3 項に規定する公開買付け等事実(以下「重要事実等」という。)</u>が公表された銘柄の売買等
3 その他本協会が審査の必要があると認めた<u>グリーンシート銘柄等の売買</u>	3 その他本協会が審査の必要があると認めた<u>グリーンシート銘柄の売買</u>
2 前項各号に掲げる<u>グリーンシート銘柄等の売買</u>の審査は、次の各号に掲げる項目その他の項目のうち、必要なものについて行う。	2 前項各号に掲げる<u>グリーンシート銘柄の売買</u>の審査は、次の各号に掲げる項目その他の項目のうち、必要なものについて行う。
1	1
、 (現行どおり)	、 (省 略)
4	4
3 本協会は、<u>グリーンシート銘柄等の店頭取引</u>に関して必要があると認める場合は、協会員に対し、照会等を行うことができる。	3 本協会は、<u>グリーンシート銘柄の店頭取引</u>に関して必要があると認める場合は、協会員に対し、照会等を行うことができる。
4 協会員は、前項の規定に基づき<u>グリーンシート銘柄等の店頭取引</u>に関し本協会が照会等を行った場合には、直ちに当該照会等の事項について正確に報告しなければならない。	4 協会員は、前項の規定に基づき<u>グリーンシート銘柄の店頭取引</u>に関し本協会が照会等を行った場合には、直ちに当該照会等の事項について正確に報告しなければならない。
5 取扱会員等は、前項の照会等への対応を主に担当する<u>グリーンシート銘柄等担当責任者及びグリーンシート銘柄等担当者を定めるとともに、</u>所定の様式により、本協会に届け出なければならない。なお、当該責任者及び担当者について変更が生じた場合は、所定の様式により、改めて本協会に届け出なければならない。	5 取扱会員等は、前項の照会等への対応を主に担当する<u>グリーンシート銘柄担当責任者及びグリーンシート銘柄担当者を定めるとともに、</u>所定の様式により、本協会に届け出なければならない。なお、当該責任者及び担当者について変更が生じた場合は、所定の様式により、改めて本協会に届け出なければならない。
（売買の停止）	（売買の停止）
第 34 条 本協会は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定めるところにより、	第 34 条 本協会は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定めるところにより、

新	旧
<u>グリーンシート銘柄等の店頭取引を停止することができる。</u> 1 <u>グリーンシート銘柄等の発行会社が株式の併合又は分割等のため、株券の提出を求める場合で、本協会が必要があると認める場合</u> 原則として、株券提出期間満了の日の3日前の日（株券提出期間満了の日が休業日に当たるときは、当該日の4日前の日）から当該併合又は分割等の効力発生の日の前日まで。 2 （ 現行どおり ） 3 <u>グリーンシート銘柄等又はその発行会社に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は本協会が当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合</u> <u>グリーンシート銘柄等又はその発行会社に関し、会社情報等報告細則により報告が必要とされる事実に関する情報が生じている場合において、本協会が必要と認めた時から、当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを本協会が確認した後30分を経過した時（グリーンシート銘柄等としての指定を取り消す事由に該当する場合又はそのおそれがあると認める場合は、本協会が指定取消しの決定に関する発表を行った後30分を経過した時）まで。ただし、当該銘柄のグリーンシート銘柄等としての指定を取り消すこととした場合その他本協会が停止の継続を適当と認めた場合は、停止期間を延長することができる。</u> 4 （ 現行どおり ） 2 会員は、本協会が前項の規定により<u>グリーンシート銘柄等の店頭取引を停止している間は、当該グリーンシート銘柄等の店頭取引を行ってはならない。</u>	<u>グリーンシート銘柄等の店頭取引を停止することができる。</u> 1 <u>グリーンシート銘柄等の発行会社が株式の併合又は分割等のため、株券の提出を求める場合で、本協会が必要があると認める場合</u> 原則として、株券提出期間満了の日の3日前の日（株券提出期間満了の日が休業日に当たるときは、当該日の4日前の日）から当該併合又は分割等の効力発生の日の前日まで。 2 （ 省 略 ） 3 <u>グリーンシート銘柄等又はその発行会社に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は本協会が当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合</u> <u>グリーンシート銘柄等又はその発行会社に関し、会社情報等報告細則により報告が必要とされる事実に関する情報が生じている場合において、本協会が必要と認めた時から、当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを本協会が確認した後30分を経過した時（グリーンシート銘柄としての指定を取り消す事由に該当する場合又はそのおそれがあると認める場合は、本協会が指定取消しの決定に関する発表を行った後30分を経過した時）まで。ただし、当該銘柄のグリーンシート銘柄としての指定を取り消すこととした場合その他本協会が停止の継続を適当と認めた場合は、停止期間を延長することができる。</u> 4 （ 省 略 ） 2 会員は、本協会が前項の規定により<u>グリーンシート銘柄等の店頭取引を停止している間は、当該グリーンシート銘柄等の店頭取引を行ってはならない。</u>
（気配の提示、報告及び公表等） 第 35 条 取扱会員等は、自社が取扱会員又は準取扱会員として指定されている<u>グリーンシート銘柄等の店頭取引を行う際の売買価格の参考となる売り気配又は買い気配（以下「気配」という。）を、取扱部店の店頭等において、第9条第2項において日次公表と明示した銘柄については毎営業日、週次公表と明示した銘柄については週1回以上の頻度で、継続的に提示しなければならない。ただし、会社買</u>	（気配の提示、報告及び公表等） 第 35 条 取扱会員等は、自社が取扱会員又は準取扱会員として指定されている<u>グリーンシート銘柄等の店頭取引を行う際の売買価格の参考となる売り気配又は買い気配（以下「気配」という。）を、取扱部店の店頭等において、第9条第2項において日次公表と明示した銘柄については毎営業日、週次公表と明示した銘柄については週1回以上の頻度で、継続的に提示しなければならない。ただし、会社買収</u>

新	旧
収等本協会が特に認めた場合については、この限りでない。 2 取扱会員等が取扱部店以外で<u>グリーンシート銘柄等</u>の気配を提示する場合は、当該気配と併せて会員名及び取扱部店名並びに当該気配の提示日を明示しなければならない。 3 (現行どおり) 4 (現行どおり) 5 会員(取扱会員等を除く。第7項において同じ。)は、自己の計算において同時に多数の者に対し<u>グリーンシート銘柄等</u>の売付け又は買付けの申込みをした場合及び<u>グリーンシート銘柄等</u>の売買の受託等をした場合は、日次公表とされている銘柄については当該営業日の午後5時00分までに、週次公表とされている銘柄については当該営業日の翌週月曜日(当日が休業日の場合は、翌営業日)の午後5時00分までに、直近の申込みに係る価格及び数量等を、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。 6 取扱会員等は、自社が取扱会員又は準取扱会員として指定を受けている<u>グリーンシート銘柄等</u>の店頭取引の内容について、第9条第2項において日次公表と明示した銘柄については毎営業日の午後5時00分までに、週次公表と明示した銘柄については毎週月曜日(当日が休業日の場合は、翌営業日)の午後5時00分までに、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。 7 会員は、<u>グリーンシート銘柄等</u>の店頭取引を行った場合は、日次公表とされている銘柄については当該営業日の午後5時00分までに、週次公表とされている銘柄については当該営業日の翌週月曜日(当日が休業日の場合は、翌営業日)の午後5時00分までに、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。 8 本協会は、第3項及び第5項から前項までの規定により会員から報告された<u>グリーンシート銘柄等</u>の気配及び売買の内容について公表する。	等本協会が特に認めた場合については、この限りでない。 2 取扱会員等が取扱部店以外で<u>グリーンシート銘柄</u>の気配を提示する場合は、当該気配と併せて会員名及び取扱部店名並びに当該気配の提示日を明示しなければならない。 3 (省 略) 4 (省 略) 5 会員(取扱会員等を除く。第7項において同じ。)は、自己の計算において同時に多数の者に対し<u>グリーンシート銘柄</u>の売付け又は買付けの申込みをした場合及び<u>グリーンシート銘柄</u>の売買の受託等をした場合は、日次公表とされている銘柄については当該営業日の午後5時00分までに、週次公表とされている銘柄については当該営業日の翌週月曜日(当日が休業日の場合は、翌営業日)の午後5時00分までに、直近の申込みに係る価格及び数量等を、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。 6 取扱会員等は、自社が取扱会員又は準取扱会員として指定を受けている<u>グリーンシート銘柄</u>の店頭取引の内容について、第9条第2項において日次公表と明示した銘柄については毎営業日の午後5時00分までに、週次公表と明示した銘柄については毎週月曜日(当日が休業日の場合は、翌営業日)の午後5時00分までに、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。 7 会員は、<u>グリーンシート銘柄</u>の店頭取引を行った場合は、日次公表とされている銘柄については当該営業日の午後5時00分までに、週次公表とされている銘柄については当該営業日の翌週月曜日(当日が休業日の場合は、翌営業日)の午後5時00分までに、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。 8 本協会は、第3項及び第5項から前項までの規定により会員から報告された<u>グリーンシート銘柄</u>の気配及び売買の内容について公表する。
(取扱会員としての指定の取消し)	(取扱会員としての指定の取消し)
第36条 (現行どおり)	第36条 (省 略)
2 <u>グリーンシート銘柄等</u>の募集等の取扱い等を行った取扱会員は、当該募集等に係る払込日又は受渡日以後6か月を経過する日までの間は、前項の届出を行うことができない。ただし、本協会が特に認めた場合はこの限りで	2 <u>グリーンシート銘柄</u>の募集等の取扱い等を行った取扱会員は、当該募集等に係る払込日又は受渡日以後6か月を経過する日までの間は、前項の届出を行うことができない。ただし、本協会が特に認めた場合はこの限りでな

新	旧
ない。 3 (現行どおり) 4 (現行どおり) 5 <u>グリーンシート銘柄等</u>が次の各号のいずれかに該当する場合は、本協会は、第1項の届出によらずに、当該銘柄のすべての取扱会員としての指定を取り消すことができる。 1 取引所金融商品市場への上場 <u>グリーンシート銘柄等</u>が取引所金融商品市場に上場されることとなった場合 2 破産手続、再生手続又は更生手続 <u>グリーンシート銘柄等</u>の発行会社が法律の規定に基づく破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合 3 銀行取引の停止 <u>グリーンシート銘柄等</u>の発行会社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが事実となった場合 4 営業活動の停止 <u>グリーンシート銘柄等</u>の発行会社が営業活動若しくは事業活動を停止した場合又はこれに準ずる状態になった場合 5 会社内容説明書等の提出遅延 <u>グリーンシート銘柄等</u>の発行会社が第15条第1項及び第2項に規定する期間の経過後1か月以内に会社内容説明書等(臨時報告書を除く。)を本協会に提出しなかった場合又は有価証券報告書若しくは半期報告書を金商法第24条第1項若しくは第24条の5第1項に規定する期間の経過後1か月以内に内閣総理大臣に提出しなかった場合 6 虚偽記載(有価証券報告書提出会社においては、内閣総理大臣等から訂正命令(原則として、金商法第10条(金商法第24条の2及び第24条の5において準用する場合を含む。))又は第23条の10に係る訂正命令をいう。)若しくは課徴金納付命令(金商法第172条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。))に係る命令をいう。)を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により金商法第197条若しくは第207条に係る告発が行われた場合、又は有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参考書類、有価証券報告書及びその添付書類、半	い。 3 (省 略) 4 (省 略) 5 <u>グリーンシート銘柄</u>が次の各号のいずれかに該当する場合は、本協会は、第1項の届出によらずに、当該銘柄のすべての取扱会員としての指定を取り消すことができる。 1 取引所金融商品市場への上場 <u>グリーンシート銘柄</u>が取引所金融商品市場に上場されることとなった場合 2 破産手続、再生手続又は更生手続 <u>グリーンシート銘柄</u>の発行会社が法律の規定に基づく破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合 3 銀行取引の停止 <u>グリーンシート銘柄</u>の発行会社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが事実となった場合 4 営業活動の停止 <u>グリーンシート銘柄</u>の発行会社が営業活動若しくは事業活動を停止した場合又はこれに準ずる状態になった場合 5 会社内容説明書等の提出遅延 <u>グリーンシート銘柄</u>の発行会社が第15条第1項及び第2項に規定する期間の経過後1ヶ月以内に会社内容説明書等(臨時報告書を除く。)を本協会に提出しなかった場合又は有価証券報告書若しくは半期報告書を金商法第24条第1項若しくは第24条の5第1項に規定する期間の経過後1ヶ月以内に内閣総理大臣に提出しなかった場合 6 虚偽記載(有価証券報告書提出会社においては、内閣総理大臣等から訂正命令(原則として、金商法第10条(金商法第24条の2及び第24条の5において準用する場合を含む。))又は第23条の10に係る訂正命令をいう。)若しくは課徴金納付命令(金商法第172条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。))に係る命令をいう。)を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により金商法第197条若しくは第207条に係る告発が行われた場合、又は有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参考書類、有価証券報告書及びその添付書類、半

新	旧
期報告書並びに目論見書に係る訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書を提出した場合であって、本協会がその訂正した内容を重要と認めるものである場合をいうものとし、会社内容説明書提出会社においては、<u>グリーンシート銘柄等の発行会社</u>が会社内容説明書を訂正した場合であって、本協会がその訂正した内容を重要であると認めるものである場合をいうものとする。)又は不適正意見等 次のイ又はロに該当する場合 イ <u>グリーンシート銘柄等の発行会社</u>が会社内容説明書等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると本協会が認めた場合 ロ 公認会計士又は監査法人による総合意見が適正又は適法である旨の監査報告書又は中間監査報告書が、<u>グリーンシート銘柄等の発行会社</u>が会社内容説明書等に記載する財務諸表、連結財務諸表、中間財務諸表又は中間連結財務諸表に添付されていないこと。 7 会社情報の不適切な報告 取扱会員が、<u>グリーンシート銘柄等の発行会社</u>についての第 16 条第 1 項、第 17 条第 2 項及び第 18 条第 1 項に規定する会社情報の報告を適時適切に行わず、かつ、その影響が重大であると本協会が認めた場合 8 株主名簿管理人への株式事務の委託 <u>グリーンシート銘柄等の発行会社</u>が株式事務を株主名簿管理人に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合 9 譲渡制限 <u>グリーンシート銘柄等の発行会社</u>が当該銘柄の譲渡につき制限を行うこととした場合 10 全部取得 <u>グリーンシート銘柄等の発行会社</u>が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合 11 完全子会社化 <u>グリーンシート銘柄等の発行会社</u>が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合 12 <u>指定保管振替機関取扱いの廃止</u> <u>フェニックス銘柄について指定保管振替機関が取扱いの廃止を決定することが確実となった場合若しくはフェニックス銘柄の発行会社が当該銘柄について保振法第 6 条</u>	期報告書並びに目論見書に係る訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書を提出した場合であって、本協会がその訂正した内容を重要と認めるものである場合をいうものとし、会社内容説明書提出会社においては、<u>グリーンシート銘柄の発行会社</u>が会社内容説明書を訂正した場合であって、本協会がその訂正した内容を重要であると認めるものである場合をいうものとする。)又は不適正意見等 次のイ又はロに該当する場合 イ <u>グリーンシート</u>の発行会社が会社内容説明書等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると本協会が認めた場合 ロ 公認会計士又は監査法人による総合意見が適正又は適法である旨の監査報告書又は中間監査報告書が、<u>グリーンシート</u>の発行会社が会社内容説明書等に記載する財務諸表、連結財務諸表、中間財務諸表又は中間連結財務諸表に添付されていないこと。 7 会社情報の不適切な報告 取扱会員が、<u>グリーンシート銘柄</u>の発行会社についての第 16 条第 1 項、第 17 条第 2 項及び第 18 条第 1 項に規定する会社情報の報告を適時適切に行わず、かつ、その影響が重大であると本協会が認めた場合 8 株主名簿管理人への株式事務の委託 <u>グリーンシート銘柄</u>の発行会社が株式事務を株主名簿管理人に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合 9 譲渡制限 <u>グリーンシート銘柄</u>の発行会社が当該銘柄の譲渡につき制限を行うこととした場合 10 全部取得 <u>グリーンシート銘柄</u>の発行会社が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合 11 完全子会社化 <u>グリーンシート銘柄</u>の発行会社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合 (新 設)

新	旧
の2に規定する同意を撤回した場合 13 その他 前各号のほか、公益又は投資者保護のため、本協会が当該銘柄のグリーンシート銘柄等としての指定を取り消すことが適当と認めた場合 6 (現行どおり) 8 (グリーンシート銘柄等としての指定の取消し) 第37条 本協会は、取扱会員が皆無となったグリーンシート銘柄等について、グリーンシート銘柄等としての指定を取り消す。 2 前項の規定によりグリーンシート銘柄等としての指定を取り消す際に、なお準取扱会員として指定している会員がある場合は、本協会は、当該取消しと同時に、すべての準取扱会員としての指定を取り消す。 3 (現行どおり) (適格機関投資家限定勧誘の特例) 第38条 グリーンシート銘柄等の募集等において、会員(当該銘柄の取扱会員等を除く。以下この条において同じ。)及び当該会員が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員が当該募集等の取扱い等を行う場合で、当該募集等で取得したグリーンシート銘柄等に譲渡制限を付すことを条件として適格機関投資家のみに対して投資勧誘を行うときには、当該会員には前7章の規定を適用しない。 2 店頭有価証券規則第4条第2項及び第3項の規定は、前項の譲渡制限について準用する。この場合において、「店頭有価証券」とあるのは「グリーンシート銘柄等」と読み替えるものとする。 3 (現行どおり) (顧客への配分) 第39条 取扱会員等及び当該取扱会員等が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員は、グリーンシート銘柄等の募集若しくは売出しの取扱い又は売出しを行うに当たっては、「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に基づき適正に行わなければならない。	12 その他 前各号のほか、公益又は投資者保護のため、本協会が当該銘柄のグリーンシート銘柄等としての指定を取り消すことが適当と認めた場合 6 (省 略) 8 (グリーンシート銘柄としての指定の取消し) 第37条 本協会は、取扱会員が皆無となったグリーンシート銘柄について、グリーンシート銘柄としての指定を取り消す。 2 前項の規定によりグリーンシート銘柄としての指定を取り消す際に、なお準取扱会員として指定している会員がある場合は、本協会は、当該取消しと同時に、すべての準取扱会員としての指定を取り消す。 3 (省 略) (適格機関投資家限定勧誘の特例) 第38条 グリーンシート銘柄の募集等において、会員(当該銘柄の取扱会員等を除く。以下この条において同じ。)及び当該会員が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員が当該募集等の取扱い等を行う場合で、当該募集等で取得したグリーンシート銘柄に譲渡制限を付すことを条件として適格機関投資家のみに対して投資勧誘を行うときには、当該会員には前7章の規定を適用しない。 2 店頭有価証券規則第4条第2項及び第3項の規定は、前項の譲渡制限について準用する。この場合において、「店頭有価証券」とあるのは「グリーンシート銘柄」と読み替えるものとする。 3 (省 略) (顧客への配分) 第39条 取扱会員等及び当該取扱会員等が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員は、グリーンシート銘柄の募集若しくは売出しの取扱い又は売出しを行うに当たっては、「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に基づき適正に行わなければならない。

新	旧
（電磁的方法による交付等） 第 40 条 協会員は、第 19 条第 2 項に規定する <u>グリーンシート銘柄等</u> の取引に関する確認書の徴求に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を徴求したものとみなす。 （制度負担金） 第 42 条 取扱会員等は、本協会が別に定めるところにより、<u>制度負担金</u> を本協会に納入しなければならない。ただし、必要に応じ、<u>グリーンシート銘柄等</u> の発行会社が納入することを妨げない。 2 前項ただし書きの場合において、取扱会員（代表取扱会員を定めている場合においては、当該代表取扱会員）は、<u>グリーンシート銘柄等</u> の発行会社に対し、<u>制度負担金</u> を納入するよう責任を持って指導しなければならない。	（電磁的方法による交付等） 第 40 条 協会員は、第 19 条第 2 項に規定する <u>グリーンシート銘柄</u> の取引に関する確認書の徴求に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を徴求したものとみなす。 （グリーンシート制度負担金） 第 42 条 取扱会員等は、本協会が別に定めるところにより、<u>グリーンシート制度負担金</u> を本協会に納入しなければならない。ただし、必要に応じ、<u>グリーンシート銘柄</u> の発行会社が納入することを妨げない。 2 前項ただし書きの場合において、取扱会員（代表取扱会員を定めている場合においては、当該代表取扱会員）は、<u>グリーンシート銘柄</u> の発行会社に対し、<u>グリーンシート制度負担金</u> を納入するよう責任を持って指導しなければならない。
付 則 1 この改正は、平成 20 年 3 月 31 日から施行する。 2 改正前の第 4 条第 4 号に規定するフェニックス区分に指定されているグリーンシート銘柄の取扱会員が、この改正規定施行の日の 10 営業日前までに、改正前の第 12 条第 1 項に規定する届出を本協会に対して行った場合には、同条第 2 項において準用する改正前の第 7 条の規定は適用しない。 3 この改正規定施行の際、改正前の第 4 条第 4 号に規定するフェニックス区分に指定されているグリーンシート銘柄について、いずれの会員からも前項の届出が行われなかった場合には、この改正規定施行の日をもって当該銘柄のグリーンシート銘柄での指定を取り消すとともに、改正後の第 2 条第 6 号に規定するフェニックス銘柄としての指定を行わないものとする。	

「グリーンシート銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」
の一部改正について

平成 20 年 2 月 19 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<u>グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則</u> (目 的 等) 第 1 条 この細則は、「<u>グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則</u>」(以下「規則」という。)第16条の施行に関し、必要な事項を定める。 2 この細則の規定は、<u>グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄</u>(以下「<u>グリーンシート銘柄等</u>」という。)の発行会社等(<u>グリーンシート銘柄等</u>が株券等である場合の発行会社及びグリーンシート銘柄が優先出資証券又は投資証券である場合の発行者をいう。以下同じ。)における会社情報等(<u>グリーンシート銘柄等</u>が株券等である場合の会社情報及びグリーンシート銘柄が優先出資証券又は投資証券である場合の発行者情報をいう。以下同じ。)の本協会への報告について、取扱会員が報告すべき最低限の内容を定めたものであり、取扱会員は、この細則の規定を理由として、積極的かつ適時、適切な会社情報の報告を怠ってはならない。 (指 定 保 管 振 替 機 関 の 定 義) 第 5 条 規則第 2 条第 9 号において別に定める者は、<u>株式会社証券保管振替機構</u>とする。	<u>グリーンシート銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則</u> (目 的 等) 第 1 条 この細則は、「<u>グリーンシート銘柄に関する規則</u>」(以下「規則」という。)第16条の施行に関し、必要な事項を定める。 2 この細則の規定は、<u>グリーンシート銘柄</u>の発行会社等(<u>グリーンシート銘柄</u>が株券等である場合の発行会社及びグリーンシート銘柄が優先出資証券又は投資証券である場合の発行者をいう。以下同じ。)における会社情報等(<u>グリーンシート銘柄</u>が株券等である場合の会社情報及びグリーンシート銘柄が優先出資証券又は投資証券である場合の発行者情報をいう。以下同じ。)の本協会への報告について、取扱会員が報告すべき最低限の内容を定めたものであり、取扱会員は、この細則の規定を理由として、積極的かつ適時、適切な会社情報の報告を怠ってはならない。 (新 設)

新		旧	
別表 ・エマージング又はオーディナリーとして区分したグリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄 第3条に規定する別表に掲げるものは、次の報告事象欄に掲げる事象である。ただし、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとしてそれぞれの事象について軽微基準欄に掲げる基準に該当する場合における当該報告事象欄に掲げる事象を除く。		別表 ・エマージング、オーディナリー又はフェニックスとして区分したグリーンシート銘柄 第3条に規定する別表に掲げるものは、次の報告事象欄に掲げる事象である。ただし、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとしてそれぞれの事象について軽微基準欄に掲げる基準に該当する場合における当該報告事象欄に掲げる事象を除く。	
報告事象欄	軽微基準欄	報告事象欄	軽微基準欄
1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） (1) 〃 （ 現行どおり ） (32) (33) グリーンシート銘柄等である転換社債型新株予約権付社債券に係る全部若しくは一部の繰上償還又は社債権者集会の招集その他グリーンシート銘柄等である転換社債型新株予約権付社債券に関する権利に係る重要な事項 (34) 指定保管振替機関に対する保振法第6条の2に規定する同意の撤回 (35) 〃 （ 現行どおり ） (38) (39) (1)から(38)までに掲げる事項のほか、		1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） (1) 〃 （ 省 略 ） (32) (33) グリーンシート銘柄である転換社債型新株予約権付社債券に係る全部若しくは一部の繰上償還又は社債権者集会の招集その他グリーンシート銘柄である転換社債型新株予約権付社債券に関する権利に係る重要な事項 (新 設) (34) 〃 （ 省 略 ） (37) (38) (1)から(36)までに掲げる事項のほか、	

新	旧
当該発行会社の運営、業務若しくは財産又は当該グリーンシート銘柄等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの 2 次に掲げる事実が発生した場合 (1) 〃 (現行どおり) (18) (19) <u>グリーンシート銘柄等</u>である転換社債型新株予約権付社債に係る社債権者集会の招集その他グリーンシート銘柄等である転換社債型新株予約権付社債に関する権利に係る重要な事実 (20) 〃 (現行どおり) (24) (25) <u>自社の発行する有価証券について指定保管振替機関による取扱いが行われないこととなったこと。</u> (26) (1)から(25)までに掲げる事項のほか、当該発行会社の運営、業務若しくは財産又は当該グリーンシート銘柄等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの。 3 〃 (現行どおり) 10 11 発行会社が、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合	当該発行会社の運営、業務若しくは財産又は当該グリーンシート銘柄等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの 2 次に掲げる事実が発生した場合 (1) 〃 (省 略) (18) (19) <u>グリーンシート銘柄</u>である転換社債型新株予約権付社債に係る社債権者集会の招集その他グリーンシート銘柄である転換社債型新株予約権付社債に関する権利に係る重要な事実 (20) 〃 (省 略) (24) (新 設) (25) (1)から(24)までに掲げる事項のほか、当該発行会社の運営、業務若しくは財産又は当該グリーンシート銘柄等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの。 3 〃 (省 略) 10 11 発行会社が、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合

新	旧
(1) 〃 (現行どおり) (5) (6) <u>グリーンシート銘柄等</u>である転換社債型新株予約権付社債に関する信託契約、発行契約若しくは社債管理委託契約その他本協会が必要と認める委託契約の変更 (7) <u>グリーンシート銘柄等</u>の償還又は消却 (8) 〃 (現行どおり) (10) (11) 他の種類の株式への転換が行われる株式の<u>グリーンシート銘柄等</u>への転換、新株予約権の行使又は期中償還請求権が付されている<u>グリーンシート銘柄等</u>である転換社債型新株予約権付社債の期中償還請求権の行使 (12) 前各号に掲げる事項以外の<u>グリーンシート銘柄等</u>に関する権利等に係る重要な事項	(1) 〃 (省 略) (5) (6) <u>グリーンシート銘柄</u>である転換社債型新株予約権付社債に関する信託契約、発行契約若しくは社債管理委託契約その他本協会が必要と認める委託契約の変更 (7) <u>グリーンシート銘柄</u>の償還又は消却 (8) 〃 (省 略) (10) (11) 他の種類の株式への転換が行われる株式の<u>グリーンシート銘柄</u>への転換、新株予約権の行使又は期中償還請求権が付されている<u>グリーンシート銘柄</u>である転換社債型新株予約権付社債の期中償還請求権の行使 (12) 前各号に掲げる事項以外の<u>グリーンシート銘柄</u>に関する権利等に係る重要な事項
付 則 この改正は、平成 20 年 3 月 31 日から施行する。	

「店頭有価証券に関する規則」の一部改正について

平成 20 年 2 月 19 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(目 的) 第 1 条 この規則は、店頭有価証券（第 2 条第 5 号に規定する<u>グリーンシート銘柄</u>及び第 2 条第 6 号に規定する<u>フェニックス銘柄</u>（以下「<u>グリーンシート銘柄等</u>」という。）を除く。第 2 条及び第 5 条を除いて、以下同じ。）の店頭取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。 (定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 , (現行どおり) 3 4 店頭取扱有価証券 店頭有価証券のうち、次のいずれかに該当する発行会社が発行する株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券（以下「株券等」という。）をいう。 イ 金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 24 条第 1 項の規定に基づき有価証券報告書を提出しなければならない発行会社（当該発行会社が内閣総理大臣に提出した直近の有価証券報告書又は有価証券届出書に<u>含まれるすべての財務諸表及び連結財務諸表</u>について、総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限る。） ロ <u>金商法第 24 条第 1 項の規定に基づき有価証券報告書を提出しなければならない発行会社（金融商品取引所により上場廃止とされた株券及び新株予約権付社債券の発行会社であり、かつ、当該発行会社が内閣総理大臣に提出した直近の有価証券報告書又は有価証券届出書に含まれる直前事業年度の財務諸表及び連結財務諸表について総合意見が適正である</u>	(目 的) 第 1 条 この規則は、店頭有価証券（<u>グリーンシート銘柄を除く</u>。第 2 条及び第 5 条を除いて、以下同じ。）の店頭取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。 (定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 , (省 略) 3 4 店頭取扱有価証券 店頭有価証券のうち、次のいずれかに該当する発行会社が発行する株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券（以下「株券等」という。）をいう。 イ 金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 24 条第 1 項の規定に基づき有価証券報告書を提出しなければならない発行会社（当該発行会社が内閣総理大臣に提出した直近の有価証券報告書又は有価証券届出書に、総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限る。<u>以下同じ。</u>） (新 設)

新	旧
<u>旨の監査報告書が添付されているものに限る。)</u> ハ <u>第5条第1号から第4号までに掲げる要件を満たす会社内容説明書を作成している発行会社</u> ニ <u>第5条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる要件を満たす会社内容説明書を作成している発行会社</u> 5 <u>グリーンシート銘柄</u> 店頭取扱有価証券のうち、「<u>グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則</u>」(以下「<u>グリーンシート等規則</u>」という。)第2条第5号に規定するグリーンシート銘柄をいう。 6 <u>フェニックス銘柄</u> 店頭取扱有価証券のうち、<u>グリーンシート等規則第2条第6号に規定するフェニックス銘柄をいう。</u>	□ <u>会社内容説明書を作成している発行会社</u> (新 設) 5 <u>グリーンシート銘柄</u> 店頭取扱有価証券のうち、「<u>グリーンシート銘柄に関する規則</u>」(以下「<u>グリーンシート規則</u>」という。)第2条第5号に規定するグリーンシート銘柄をいう。 (新 設)
(会社内容説明書の要件) 第5条 会社内容説明書は、発行会社において作成するものとし、<u>第1号から第4号までに掲げる要件又は第1号から第3号まで及び第5号に掲げる要件を満たしたものとする。</u> 1 店頭有価証券が株券等(上場有価証券の発行会社が発行する取引所金融商品市場に上場されていないものを除く。)である場合は、企業内容等の開示に関する内閣府令に定める有価証券報告書のうち「企業情報」の記載事項に準拠して記載されていること。ただし、財務諸表及び連結財務諸表については、当該店頭有価証券の発行会社が第2条第4号イの規定に該当せず、かつ、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。 イ 発行会社が設立後2事業年度未満である場合 第1期の財務諸表又は連結財務諸表並びに事業計画の概要及びその実現性等が記載されていること。 □ 発行会社が設立後2事業年度以上である場合 次の(1)又は(2)のいずれかが記載されていること。 (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) 2 (現行どおり)	(会社内容説明書の要件) 第5条 会社内容説明書は、発行会社において作成するものとし、<u>次に掲げる要件を満たしたものとする。</u> 1 店頭有価証券が株券等(上場有価証券の発行会社が発行する取引所金融商品市場に上場されていないものを除く。)である場合は、企業内容等の開示に関する内閣府令に定める有価証券報告書のうち「企業情報」の記載事項に準拠して記載されていること。ただし、財務諸表及び連結財務諸表については、当該店頭有価証券の発行会社が第2条第4号イの規定に該当せず、かつ、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。 イ 発行会社が設立後2事業年度未満である場合 第1期の財務諸表又は連結財務諸表並びに事業計画の概要及びその実現性等が記載されていること □ 発行会社が設立後2事業年度以上である場合 次の(1)又は(2)のいずれかが記載されていること (1) (省 略) (2) (省 略) 2 (省 略)

新	旧
3 財務諸表及び連結財務諸表が金商法第 193 条に規定する内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるところに従って内閣府令で定める用語、様式及び作成方法又は計算書類等が「会社計算規則」に準拠して記載されていること。 4 財務諸表及び連結財務諸表について公認会計士又は監査法人により金商法に準ずる監査が行われ、又は計算書類等について会社法に基づく会計監査人による監査若しくはこれに準じる監査が行われ、かつ、その総合意見が適正又は適法である旨の監査報告書が、記載されている財務諸表若しくは連結財務諸表又は計算書類等に添付されていること。 5 <u>金融商品取引所により上場廃止とされた株券及び新株予約権付社債券の発行会社であり、かつ、直前事業年度の財務諸表及び連結財務諸表について公認会計士又は監査法人により金商法に準ずる監査が行われ、又は計算書類等について会社法に基づく会計監査人による監査若しくはこれに準じる監査が行われ、かつ、その総合意見が適正又は適法である旨の監査報告書が、記載されている財務諸表若しくは連結財務諸表又は計算書類等に添付されていること。</u>	3 財務諸表又は連結財務諸表が金商法第 193 条に規定する内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるところに従って内閣府令で定める用語、様式及び作成方法又は「会社計算規則」に準拠して記載されていること。 4 財務諸表又は連結財務諸表について公認会計士又は監査法人により金商法に準ずる監査が行われ、又は計算書類等について会社法に基づく会計監査人による監査若しくはこれに準じる監査が行われ、かつ、その総合意見が適正又は適法である旨の監査報告書が、記載されている財務諸表又は連結財務諸表に添付されていること。 (新 設)
(店頭取扱有価証券の投資勧誘) 第 6 条 協会員が募集、売出し(第 8 条に定める店頭取扱有価証券の投資勧誘に該当しない限りにおいて、売出しに相当するものを含む。以下この項において同じ。)若しくは私募(以下「募集等」という。)の取扱い又は売出し(以下「募集等の取扱い等」という。)に際して適格機関投資家以外の顧客に対して投資勧誘を行うことができる店頭取扱有価証券(グリーンシート銘柄及び第 2 条第 4 号ロ又はニに該当する店頭取扱有価証券を除く。以下同じ。)は、当該募集等で取得した店頭取扱有価証券に譲渡制限を付すことを条件として投資勧誘を行うものであり、当該協会員から本協会に届出があり、かつ、本協会が適当であると認め	(店頭取扱有価証券の投資勧誘) 第 6 条 協会員が募集、売出し(第 8 条に定める店頭取扱有価証券の投資勧誘に該当しない限りにおいて、売出しに相当するものを含む。以下この項において同じ。)若しくは私募(以下「募集等」という。)の取扱い又は売出し(以下「募集等の取扱い等」という。)に際して適格機関投資家以外の顧客に対して投資勧誘を行うことができる店頭取扱有価証券(グリーンシート銘柄を除く。以下同じ。)は、当該募集等で取得した店頭取扱有価証券に譲渡制限を付すことを条件として投資勧誘を行うものであり、当該協会員から本協会に届出があり、かつ、本協会が適当であると認めたものでなければならぬ。

新	旧
たものでなければならない。 2 ゝ 4 (現行どおり) (共同計算の取引) 第 10 条 会員は、他の会員又は顧客と共同計算による店頭取引(<u>グリーンシート銘柄等</u>の店頭取引を除く。以下同じ。)を行ってはならない。 付 則 この改正は、平成 20 年 3 月 31 日から施行する。	2 ゝ 4 (省 略) (共同計算の取引) 第 10 条 会員は、他の会員又は顧客と共同計算による店頭取引(<u>グリーンシート銘柄</u>の店頭取引を除く。以下同じ。)を行ってはならない。

「グリーンシート銘柄に関する規則」等の一部改正に対するパブリック・コメントと本協会の考え方について

平成 20 年 2 月 19 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会では、「グリーンシート銘柄に関する規則」等の一部改正について、平成 20 年 1 月 11 日から 1 月 31 日までの間、パブリック・コメントの募集を行った。

この間に寄せられた意見（2 社 6 件）及び意見に対する考え方は以下のとおりである。

○「グリーンシート銘柄に関する規則」			
項番	該当条文	コメント	考え方
1	全般	特定口座の取扱はどのようになるのか（上場時に特定口座で買い付けた後、フェニックス指定後に売却する場合には、一般口座に移したうえで売却する必要があるという理解でよいか）。	ご指摘のとおり、未上場株式であるフェニックス銘柄については、「特定口座」での取扱対象ではありません。 現行税法上、特定口座内保管上場株式等が上場廃止となった場合には、当該株式は「特定口座」から払出されることとなります。したがって、当該株式を譲渡した場合には、一般口座での取扱いとなります。
2	全般	現時点において『株券不発行制度』の選択は非上場会社のみが可能となっています。 一方、上場会社は 2009 年 1 月の『株券電子化』により一斉に対応されます。 ところが、グリーンシート銘柄の発行会社は、証券保管振替機構での取扱いが認められていないことから、2009 年 1 月の『株券電子化』以降においても、協会規則上株券発行が前提となっており、『株券不発行制度』の選択ができず、種々の混乱が生じることが予想されます。 従いまして、グリーンシート銘柄の電子化対応につきま	ご指摘の件については、今回の検討対象とはなっていないことから、別途、検討することとしたいと考えます。

○「グリーンシート銘柄に関する規則」			
項番	該当条文	コメント	考え方
		しては、2009 年 1 月の上場株券の電子化対応前又は同時に是非実現いただきたいと要望する次第です。	
3	第 7 条	「グリーンシート銘柄が存続会社となる合併等」が行われた場合、消滅する被合併会社または株式交換により完全子会社化される会社の株主に対して、新たにグリーンシート銘柄発行会社の新株式が交付され、当該被合併会社等は取扱証券会社の審査を経ずして実質的にグリーンシート銘柄発行会社となることとなり、グリーンシート制度の趣旨から問題があると考えられます。 一方、上記問題点によって「グリーンシート銘柄が存続会社となる合併等」を一律に規制することは、グリーンシート銘柄発行会社に M & A 戦略を利用した事業成長の道を閉ざすこととなり、これも好ましい方法ではないと考えられます。 発行会社には法律で認められる自由な経済活動を保障しつつ、投資者保護の観点から必要な規制を行うことが重要と思われます。 そこで「グリーンシート銘柄が存続会社となる合併等」につきましては、金融商品取引所規則と同等の規制を行うことが適当と思われます。すなわち、取引所規則に準じて、グリーンシート銘柄が実質的な存続会社と認められないと判断される要件を定義するとともに、当該定義に該当した場合には、3 年間の猶予期間において取扱証券会社に再審査を求める規定を規則に設けるべきと考えます。	ご指摘の件については、今回の検討対象とはなっていないことから、別途検討することとしたいと考えます。 なお、グリーンシート銘柄等の発行会社とグリーンシート銘柄等の発行会社以外の発行会社（取引所上場銘柄の発行会社を除く。）とが合併等を行う場合の本協会の考え方としては、グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄制度については、取引所金融商品市場や店頭売買有価証券市場とは異なり、取扱会員になろうとする会員が審査と判断を行わなければならない制度であることから、原則として、合併後も引き続きグリーンシート銘柄等として取り扱うか否かの判断は、取扱会員が行うべきものと考えます。 しかしながら、取扱会員が継続して取り扱うことを判断した場合であっても、本規則第 7 条に規定する、グリーンシート銘柄等として指定されるために必要な条件（審査項目）を満たすことができない発行会社が、当該規定の適用を回避することを主たる目的として、既存のグリーンシート銘柄の発行会社と合併等を行うことでグリーンシート銘柄等として指定を受け続けることは、本規定の潜脱行為であると考えます。 したがって、このようなケースについては、本規則第 36 条第 5 項第 12 号に規定する「公益または投資家保護のため、本協会が当該銘柄のグリーンシート銘柄（改正後の規則では「グリーンシート銘柄等」）としての指定を取り消すことが適当と認めた場合」に該当するものと考えます。
4	第 13 条	平成 17 年 4 月施行の制度改革で導入されたオーディナ	ご指摘の件については、今回の検討対象とはなっていない

○「グリーンシート銘柄に関する規則」			
項番	該当条文	コメント	考え方
		リー区分につきましては、平成 18 年の規則改正によってエマージング区分からの区分変更に係る数値条件を、それまでの「経常利益」だけから「売上高」及び「営業利益」を加えることにより若干緩和されました。 しかしながら、グリーンシート銘柄の発行会社の成長性は、これらの項目の事業計画と実績数値の乖離によって成長性を判断するのは不合理であり、むしろ開示した事業計画を達成しなかったことへの制裁的な意味合いを持つとも解されます。オーディナリー区分への強制区分変更については、あくまで本質的な成長性の有無により行うものであると考えます。適正な事業計画の開示の確保については、区分変更による牽制とは別の方法を検討すべきと思われます。 グリーンシート銘柄の発行会社は、改めて申し上げるまでもなく、極めて早期の成長過程にある企業が多く、その「成長性」を確認する条件としては、できるだけ細分化した個別条件の増加または進捗の状況を考慮し、判断すべきかと考えております。 以上の状況を踏まえ、当社としましては、単に全体の「売上高」基準による判断ではなく、総売上高を構成する各セグメント別の売上高の増減の確認によって、エマージング区分銘柄としての成長性を判断すべきであると考えますので、グリーンシート銘柄の発行会社の実態に合った、より一層の基準の緩和をお願いしたいと思います。	いことから、別途、検討することとしたいと考えます。
5	第 22 条関連	同条項中の「フェニックス銘柄であること」の顧客への明示方法については、各社の工夫に委ねられている、という理解でよいのか。（規則改訂後、短期間でフェニックス指定がなされた場合、システム対応の関係上、一部画面内で	ご指摘のとおり、グリーンシート銘柄やフェニックス銘柄の顧客への明示方法については、本規則では特定の方法を定めておらず、各社の工夫に委ねております。したがって、顧客が誤解を生じないような方法を採用していただ

○「グリーンシート銘柄に関する規則」			
項番	該当条文	コメント	考え方
		他市場等（旧上場市場やグリーンシート）の取扱であるかのように表示される可能性があるが、同画面内に別途当該銘柄がフェニックス銘柄であることが明確になるような表記を加えることで、顧客に対しては誤解の生じないよう説明に努める予定である。）	れば良いと考えます。 なお、適時開示情報閲覧サービスに掲載される上場取引所の区分表示について、現在、グリーンシート銘柄を「GR」と表示していますが、今後はフェニックス銘柄も含めて「GR等」と表示する予定です。

○「店頭有価証券に関する規則」			
項番	該当条文	コメント	考え方
1	第4条第2項第3号、第6条第2項	「店頭有価証券に関する規則」第4条（店頭有価証券の適格機関投資家に対する投資勧誘）及び第6条（店頭取扱有価証券の投資勧誘）に規定する譲渡制限に関しましては、グリーンシート銘柄についても取引所金融商品市場への上場と同様の取扱いとしていただくよう、同規則の改正をお願い申し上げます。	ご指摘の件については、今回の検討対象とはなっていないことから、別途、検討することとしたいと考えます。

以 上